

沖縄県

離島特産品等マーケティング支援事業

## 離島特産品等マーケティング支援事業

### 令和5年度補助事業者募集要領

(新規提案／継続提案)

対 象	離島市町村（本部町、うるま市および南城市の離島を含む）で特産品等を製造・販売している事業者または事業者が連携した地域連携企業体
相 談 期 間	[新規/継続] 令和5年1月5日(木)～令和5年1月23日(月)
書 類 提 出 期 間	[ 継 続 ] 継続審査申請書のみ 令和5年1月16日(月) 18:00必着
	[新規/継続] 令和5年1月24日(火)～令和5年1月27日(金) 18:00必着

- ※以下の理由により公募手続きを含め事業の中止または事業内容が変更となる可能性がありますので、予めご留意ください。
- ・公募、選定は事業を円滑に実施するための事前準備手続きであり、本事業の実施は、沖縄県の令和5年度当初予算の成立が前提となります。
  - ・選定された場合も県議会において当初予算案が否決された場合、又は今後予定されている沖縄県振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合は、県からの補助金の交付決定を行わないことがあります。

株式会社たしざん

※本募集は、(株)たしざんが沖縄県から委託を受けて実施しています。

## 目次

離島特産品等マーケティング支援事業 募集要領 .....	1
1. 事業の概要 .....	1
(1) 事業の目的 .....	1
(2) 事業の仕組（流れ） .....	1
2. 支援の内容 .....	2
(1) 補助率及び補助上限額 .....	2
(2) 担当コーディネーターの設置 .....	2
(3) 補助対象期間（予定） .....	2
(4) 各種申請、補助金の適正執行等にかかるハンズオン支援 .....	3
(5) 支援の具体的内容と活動支援のイメージ .....	3
3. 応募の要件 .....	5
(1) 応募要件 .....	5
(2) 対象となる「離島特産品」 .....	6
(3) 事業の対象となるプロジェクトの事例 .....	6
4. 応募方法について .....	8
(1) 提案書等の様式（様式1、様式2、様式3及び様式4） .....	8
(2) 提案に係る提出書類 .....	8
(3) 募集期間および相談期間 .....	9
(4) 書類提出について .....	9
(5) 応募書類の提出先および問い合わせ先 .....	9
5. 選定の方法について .....	10
(1) 選定委員会による選定 .....	10
(2) 選定方法 .....	10
(3) 選定基準 .....	11
(4) 選考結果の通知 .....	11
(5) 補助金の交付申請について .....	11
6. 補助対象経費（予定） .....	13
(1) 補助の対象となる活動 .....	13
(2) 補助率及び補助上限額 .....	13
(3) 補助の対象となる経費（参考） .....	13
(4) 経費支出について .....	17
7. 各種義務について .....	18
8. その他 .....	18
参考資料：各納税証明書の取得について .....	19
1. 証明書を発行する場所について .....	19
2. 証明書の請求方法について .....	20

# 離島特産品等マーケティング支援事業 募集要領

沖縄県（以下「県」という。）では、沖縄振興特別措置法 第 3 条第 3 項に規定する指定離島（以下「離島」という。）の事業者等が行う、離島特産品等の販路拡大を目的としたマーケティング活動を促進するため、「令和 5 年度 離島特産品等マーケティング支援事業」（以下「本事業」という。）の実施を予定しております。本事業を実施するにあたり、本募集要領に定める要件を満たす個別離島事業者または地域連携企業体を募集します。なお、以下の理由により公募手続きを含め事業の中止または事業内容が変更となる可能性がありますので、予めご留意ください。

- 公募、選定は事業を円滑に実施するための事前準備手続きであり、本事業の実施は、県の令和 5 年度当初予算の成立が前提となります。
- 選定された場合も県議会において当初予算案が否決された場合、又は今後予定されている県振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合は、県からの補助金の交付決定を行わないことがあります。

## 1. 事業の概要

### （1）事業の目的

離島事業者については、その事業規模が小さいため、商品の種類、数量の規模に限界があり、また、本島に比べ輸送費もかかることからそれに見合う付加価値の高い商品力が求められる一方、マーケティング、販売戦略の構築に関するノウハウが不足している課題があります。

そこで、外部専門家による助言等を行うとともにマーケティング活動に係る費用を補助することで、離島特産品等の販路拡大を促進し、離島における産業の振興を図ることを目的に本事業を実施します。

具体的には、「個別離島事業者型」と「地域連携企業体型」（離島に事業所などがあり、離島で特産品等を製造・販売している 3 者以上で構成される団体）の 2 タイプの事業者に対し、販売戦略の構築・実施、人材育成等について外部専門家による支援・助言を行うとともに、展示会等への出展等に係る費用を補助します。

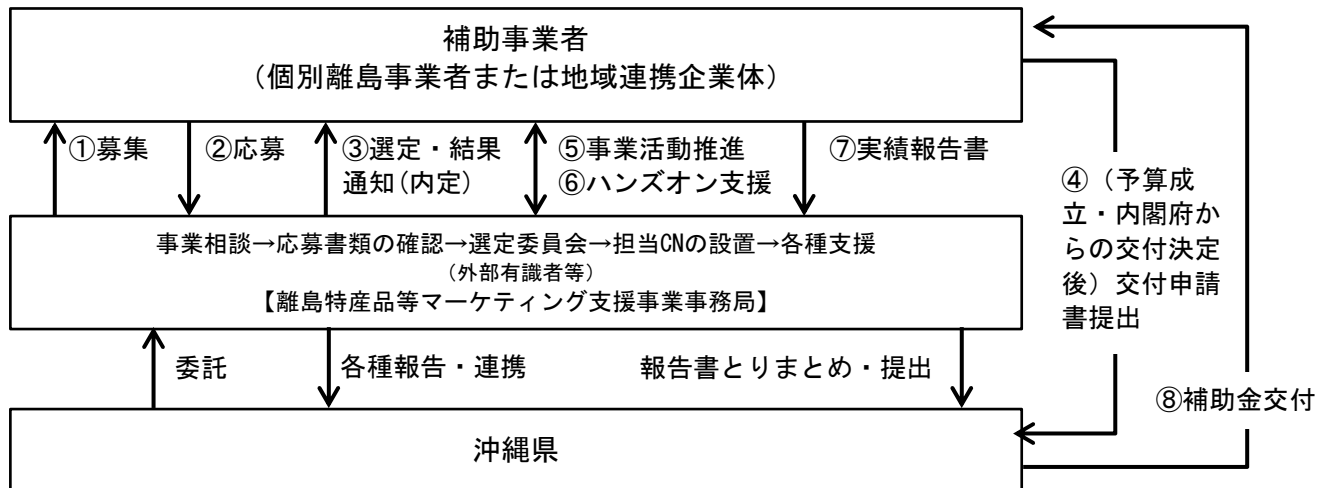
### （2）事業の仕組（流れ）

事業の流れは、以下のとおりです。

- ① 県より委託を受け、(株)たしざん（以下「事務局」という。）は、本事業による補助及び支援（以下、「補助等」という。）を希望する事業者（地域連携企業体を含む）を募集し、希望する事業者には提案内容のブラッシュアップに向けて事前相談を行います。
- ② 補助等を希望する事業者は、応募要領の要件に合致するかを確認の上、応募申請書を提出します。
- ③ 選定委員会（外部有識者等）の選定結果を踏まえ、補助等の対象となる個別離島事業者及び地域連携企業体（以下「補助事業者」という。）を選定し、通知します。
- ④ 令和 5 年度予算の成立及び国からの交付決定後、選定された事業者は、交付申請書を提出します（申請期間や申請方法については、別途通知します。）。
- ⑤ 補助金の交付決定後、補助事業者は、販路拡大等に向けてマーケティング活動を実施します。
- ⑥ 事務局は担当コーディネーター（以下「担当 CN」という）を配置し、補助事業者のマーケティング活動に対し、ハンズオン支援を実施します。

- ⑦ 補助事業者は、実施したマーケティング活動の実績報告書を提出します。
- ⑧ 補助金の支払は、費用執行した経費に対し、概算払い及び精算払いにて行います。

図表 1. 事業の仕組み



## 2. 支援の内容

本事業では、離島市町村（本部町、うるま市および南城市の離島を含む）の個別の「離島事業者」や、離島事業者等が連携した「地域連携企業体」を対象に、これまでに開発された離島特産品等を「離島ブランド」として確立するための、販売戦略の構築・推進を支援し、それに係る費用の一部を補助します。支援の概要および具体的支援内容は以下のとおりです。

### (1) 補助率及び補助上限額

#### ① 個別離島事業者型

- 1年目 上限 108 万円（補助率 9/10）
- 2年目 上限 96 万円（補助率 8/10）

#### ② 地域連携企業体型

- 1年目 上限 405 万円（補助率 9/10）
- 2年目 上限 360 万円（補助率 8/10）

### (2) 担当コーディネーターの設置

事業活動計画を共に推進する担当 CN を配置し、各種ハンズオン支援を行います。

### (3) 補助対象期間（予定）

補助対象期間は、交付決定日～令和6年2月29日(木)までです。支援期間は、原則1年度です。1年目から継続して2年目の支援を受ける場合も、再度選定委員会にて審査を行います。

#### (4) 各種申請、補助金の適正執行等にかかるハンズオン支援

補助事業者が活動するための費用は県が直接補助します。県に対し行う補助金手続や補助金の適正な管理について、以下の内容を中心に事務局から助言・指導を行います。

- ・本事業の補助金交付申請にかかる手続き
- ・各種活動計画等の書類の作成
- ・実績報告等に必要な証憑（しょうひょう）類の整理
- ・報告書の作成など実績報告にかかる手続き
- ・販売戦略構築にかかる活動内容全般における各種事務手続き作業
- ・その他、経費の執行に係る事項

#### (5) 支援の具体的内容と活動支援のイメージ

本事業では、マーケティング戦略構築の支援から、物産展への出展や商談などの活動現場でのハンズオン支援まで、計画に応じて必要な内容で適宜支援を実施します。

① 担当コーディネーターによるマーケティング戦略構築・推進および販路開拓へのハンズオン支援  
各プロジェクトに、担当 CN を配置し、それぞれの課題解決のために市場調査等を通じたマーケティング戦略構築・推進および販路開拓等を支援します。

② 「外部専門家」による指導・助言  
各プロジェクトが抱える課題や、事業推進にあたって必要とする分野の専門家をマッチングして派遣し、それぞれのニーズに沿った個別指導および助言等を行います。

③ 関係機関との関係構築などへの支援  
支援期間終了後も継続的に活動を展開していけるように、各種支援機関や取引先等との関係構築を支援します。また、組織として自走できる体制の構築を支援します。

④ 補助事業者毎のマーケティング活動に対する各種支援

※活動に必要なかつ適当と認められる経費は、補助対象となります。

a. ブランドロゴやキャッチコピー等の制作、各種販促ツール作成支援

個別離島事業者の商品群のブラッシュアップや、地域連携企業体が構築する「離島ブランド」のロゴ等の開発、普及活動や補助事業者の販売促進活動に使用する各種ツール類（タペストリー、のぼり、ブランドブック、リーフレット等）の作成において、必要に応じて専門家や適正な外注先などのコーディネートを行います。

b. 商品パッケージ、表示等の改良への取組み支援

市場調査の実施結果や「外部専門家」からの指導等を踏まえて、パッケージや表示等の改良を行うことを決定した補助事業者に対し、専門家や適正な外注先などのコーディネートを行います。

c. 物産展・イベント・卸商談会等への出展支援

「沖縄の産業まつり」、「離島フェア」、「スーパーマーケットトレードショー」など、物産展・イベント・卸商談会等での活動を支援します。

d. テスト販売・市場調査支援

ターゲットを想定した実店舗等でのテスト販売や、消費者ニーズ把握等の市場調査に対して、担当CNによるハンズオン支援を行います。

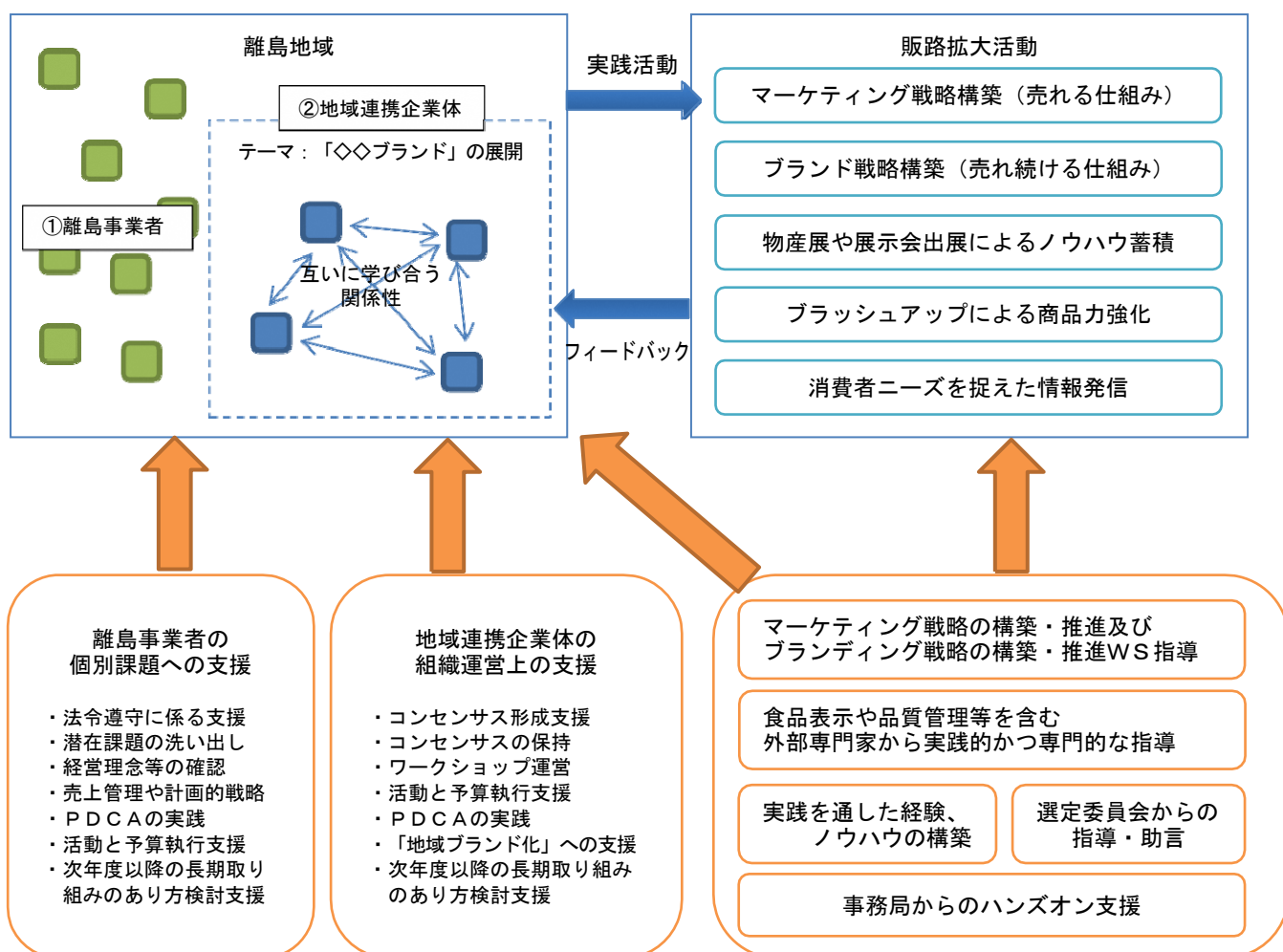
e. 各種プロモーション活動の実施への支援

広報等のプロモーション活動に対して、メディアへの情報発信やプレスリリース作成等の支援を行います。

f. 販路開拓支援

補助事業者の取引先開拓への実践的な手法の助言や、営業活動への同行支援等を行います。

図表 2. 活動支援のイメージ図



### 3. 応募の要件

#### (1) 新規支援に係る応募要件

本事業への応募には、以下の①～⑩の要件を全て満たしていることを要します。

- ① 【ア. 個別離島事業者型】 離島に本社や事業所を有する法人企業、個人事業者、協同組合等事業者の団体、特定非営利活動法人その他法人格を有しない地域活動グループ等で、離島で特産品等を製造・販売していること。  
【イ. 地域連携企業体型】 ①アに該当する離島事業者3者以上を構成員とする団体であること。なお、自治体、商工会または地域活性化団体等の地域の核となる団体が、地域連携企業体の代表又は構成員となることも可とする。
- ② 本事業を的確に遂行する能力を有し、かつ、本事業の遂行に必要な組織人員を有していること。
- ③ 本事業に係る経理その他の事務について、適正な管理体制及び処理能力を有していること。
- ④ 事業遂行にあたっては、応募者が主体性をもって知識等の修得や事業活動に取り組み、外部専門家や担当 CN と連携する姿勢があること。
- ⑤ 本事業の目的である販路拡大の効果・成果を図る指標の「新規取引先増加数」の目標達成に向け、積極的な事業活動に取り組む姿勢があること。
- ⑥ 事業終了後5年間は、県および本事業事務局が行うフォローアップ調査に応じること。（販売実績や、支援対象商品及び事業者全体の売上高等も調査対象となります。）
- ⑦ 個別離島事業者および地域連携企業体に属するすべての者が、県税等を滞納するなど法令に抵触していないこと。
- ⑧ 沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ⑨ 補助事業に必要な事業許認可や免許等を取得済みで、PL 保険（ビジネス総合保険等）に加入していること。
- ⑩ 離島特産品等マーケティング支援事業による支援を累計して2年受けた個別離島事業者及び地域連携企業体（その構成員を含む）ではないこと。ただし、販路拡大に向けたマーケティング活動に関する新たな課題に取り組む必要があるなど、特段の事情が認められる場合には、この限りではない（最終的に、選定委員会において特段の事情があることが認められる必要があります。）。
- ⑪ 本事業において提案する商品・サービスについて、補助対象期間中に同様の内容で、他の公的な補助支援を受けているものでないこと。（採択以降において、重複して補助を受けていると確認できたもの、あるいは後日それが確認できたものについては、補助の取り消しになることもありますので、ご注意ください。）

#### (2) 継続支援に係る応募要件

本事業への応募には、以下の①～③の要件を全て満たしていることを要します。

- ① 令和4年度の補助事業者（個別離島事業者及び地域連携企業体）であること。
- ② 地域連携企業体においては、令和4年度の構成員の2/3以上の事業者を含み、離島で特産品等を製造・販売している3者以上で構成された団体であること。
- ③ 個別離島事業者及び地域連携企業体の全ての構成員が3.（1）①～⑩の要件を満たしていること。

## (2) 対象となる「離島特産品」

本事業の支援対象となる「離島特産品等」とは、以下の①～③であり、支援する「離島特産品等」は、1離島事業者につき（地域連携企業体の場合は1構成員につき）、「1商品」（または「1つの商品ラインアップ」）とします。なお、一次産品や単純な加工品、島外への流通が困難な商品は本事業の対象にはなりません。

### ①特産品・・・次に掲げる条件のうちいずれか一つを満たす物

(ア) 離島に所在する製造拠点において、製品としての主たる加工等が施されている物。ただし、製造拠点が離島にあるだけで、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が全て離島外の場合は、この限りではない。

(イ) 製造拠点が離島外に所在する場合であっても、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が全て離島内にある物。

図表3. 対象となる特産品の該当パターン

本社所在地	製造拠点	販売元所在地	主原料の産地	判定	対象	パターン
島内	島内	島内	島内	○	(ア)	1
			島外	○	(ア)	2
		島外	島内	○	(ア)	3
			島外	○	(ア)	4
	島外	島内	島内	○	(イ)	5
			島外	×		6
		島外	島内	×		7
			島外	×		8
島外	島内	島内	島内	○	(ア)	9
			島外	○	(ア)	10
		島外	島内	○	(ア)	11
			島外	×		12
	島外	島内	島内	×		13
			島外	×		14
		島外	島内	×		15
			島外	×		16

②民芸品・伝統工芸品・・・離島において生産若しくは収穫される材料等を用いて製造される物、又は離島において伝統的に製造されている物

③観光商品・・・離島事業者によって離島への誘客を促進するために造成された特産品や民芸品・伝統工芸品を活用した観光メニュー

※支援終了後も継続して販売する商品・サービスを支援の対象商品として提示すること。

## (3) 事業の対象となるプロジェクトの事例

本事業では、以下のような事例に取り組むプロジェクトを募集します。なお、いずれも参考となりますので、自社や離島の課題や状況に合わせて、提案を行ってください。



### ①個別離島事業者型の事例

- 島の地域資源を活用した特産品を島外に販路を拡大するために、原材料・製造・販売体制を整え、ブランド戦略を構築して、継続して売れる商品にする
- 地元で愛されている商品を、島外の住民にも買ってもらえる商品へのリブランディングに取り組む
- 食品表示法に対応するために、栄養成分表示や添加物表記等を新法の内容に合わせ修正し、パッケージデザインを変更して、島外の販売に繋げる
- 県外に販路拡大をするために、取引条件に合う企画書を作成し、商談会で取引先を拡げる
- 社員全員でマーケティングの知識を習得し、営業体制を刷新し、販路拡大に取り組む
- 原材料の高騰により、現状の価格設定では利益が出せず、島外へ売ることが難しいため、原価計算を見直して収益改善し、島外にも通用する商品に改良する
- 営業経験がないため、商談スキル等を学び、島外への販路拡大に挑戦する

### ②地域連携企業体型の事例

- 島の特産の〇〇を活用した特産品を製造販売している事業者が連携して、〇〇を島のブランドとして発信する
- 島内の商品を統一ブランド化して観光土産・島民の手土産品として認知度向上に取り組み、県外の地域産品セレクトショップに販路開拓を目指す
- 〇〇地域の魅力を再発見し、新たな地域ブランドとして「離島フェア」や、県外の特産品催事に出席する
- 島外住民からの島の特産品に対するギフト化といった要望に応えるため、テスト販売でニーズを掴み、島の事業者一体となって“選べる〇〇島特産品シリーズ”に仕上げる
- 他離島地域で同じ原材料を使って特産品を製造販売している事業者が連携し、知識やノウハウの交換をしながら、沖縄ブランドとして発信する

## 4. 応募方法について

応募者は、応募に係る書類一式を書類提出期間内に事務局に提出してください。

### (1) 提案書等の様式（様式1、様式2、様式3及び様式4）

※ 提案書等の様式は、指定の様式に従って作成してください。

※ 提案書等の様式は、株式会社たしざんのホームページ (<https://www.tashizan.jp/okinawa2023>) からダウンロードして作成してください。

※ 提案書等は全て A4 サイズで作成してください。

※ 提案書等は必要箇所に押印のうえ、正本 1 通（片面カラー印刷、左上一カ所クリップ止め）、副本 9 通（両面カラー印刷（本文がモノクロであれば押印部含めてモノクロ印刷可）、左上一カ所クリップ止め）を提出してください。

### (2) 提案に係る提出書類

			1年目	2年目
<input type="checkbox"/>	継続審査申請書	正1通、副9通	不要	○
<input type="checkbox"/>	応募申請書（様式1）	正1通、副9通	○	○
<input type="checkbox"/>	提案書（様式2）	正1通、副9通	○	○
<input type="checkbox"/>	会社概要（様式3） （地域連携企業体の場合、参画する事業者全者分）	正1通、副9通	○	○
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式4） （地域連携企業体の場合、参画する事業者全者分）	正1通	○	○
<input type="checkbox"/>	直近年度の決算報告 （地域連携企業体の場合、参画する事業者全者分）	正1通、副9通	○	○
<input type="checkbox"/>	納税証明書（*） ※未納がない証明 （地域連携企業体の場合、参画する事業者全者分）	正1通	○	○
<input type="checkbox"/>	対象商品を説明するパンフレット・カタログ等	各15部	○	○
<input type="checkbox"/>	対象商品（サンプルとして提供してください）	1点	○	○
<input type="checkbox"/>	対象商品の製造・販売に係る営業許可証の写し または許可対象業種以外は営業報告済証の写し	1通	○	不要
<input type="checkbox"/>	PL保険（ビジネス総合保険等）の保険証写し	1通	○	不要
<input type="checkbox"/>	その他（各社ごとに必要と認める資料等）	正1通、副9通	○	不要

（\*）証明が必要な税目については19ページの「【表：証明が必要な税目一覧】」を参照ください。

（\*）納税証明は、新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できる書類に代えることが可能です。

（\*）地域連携企業体の継続提案において、新規構成員を有する場合、新規構成員については「対象商品の製造・販売に係る営業許可証の写しまたは許可対象業種以外は営業報告済証の写し」と「PL保険（ビジネス総合保険等）の保険証写し」をご提出ください。

### (3) 募集期間および相談期間

- 相談期間：令和5年1月5日（木）～1月23日（月）平日10:00から18:00まで
- ※ 相談期間は、提案内容や記入方法等の質問・相談が可能な期間です。
- ※ 相談を希望される方は、メールまたは電話にてお問い合わせください。事務局への訪問を希望される方は、事前にお問合せいただき、日時を調整してください。

### (4) 書類提出について

- 書類提出期間：  
[ 継 続 ]  
継続審査申請書のみ 令和5年1月5日(木)～令和5年1月16日(月) 18:00必着  
[新規/継続] 令和5年1月24日(火)～令和5年1月27日(金) 18:00必着
- ※ 書類提出は期間内の平日10:00から18:00に受け付けます。原則として提出期間以前の提出は受け付けません。
- ※ 書類提出の締切りは、令和5年1月27日(金) 18時必着です。郵送で提出する場合は、締切りまでに到着したものに限りませので、余裕をもって発送してください。
- ※ 事務局への持ち込みを希望される方は、事前にお問合せいただき、日時を調整してください。
- ※ FAX、メールによる提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ※ ただし、継続審査申請書のみメールによる提出を受け付けます。
- ※ 締切りを過ぎての提出や差し替え等には応じません。期間内でも、一度受理した提出書類の差し替えには一切応じません。

### (5) 応募書類の提出先および問い合わせ先

<p>株式会社たしざん</p> <p>令和4年度 離島特産品等マーケティング支援事業 事務局 (担当：棚橋（たなはし）、木村（きむら）)</p> <p>〒900-0033 沖縄県那覇市久米1丁目2-5シャト一天妃2F TEL：050-1790-0850 FAX：050-3730-0126 E-mail：tanahashi@tashizan.jp（棚橋）、kimura@tashizan.jp（木村） HP：https://www.tashizan.jp</p>
---

## 5. 選定の方法について

### (1) 選定委員会による選定

県内外の関連領域の団体に所属する有識者や大学の専門家及び本事業の一環として事務局が委嘱する「外部専門家」等で構成する「離島特産品等マーケティング支援事業選定委員会」を設置し、選定します。

### (2) 選定方法

選考基準に基づき、県および事務局が書類による一次審査を行います（状況に応じて、一次審査は省略することがあります）。

一次審査を通過した提案については、「離島特産品等マーケティング支援事業選定委員会」にて、選定基準に基づき書類審査およびプレゼンテーション審査を行い、支援対象を決定します。

選考手順	審査	日程	審査内容
予備審査	事務局	2月上旬	応募書類の確認 書類不備等の確認
一次審査	沖縄県 地域・離島課 事務局	2月上旬	対象要件、書類審査
本審査 ※	選定委員会	2月15日(水)予定	書類審査 プレゼンテーション審査
選考結果の通知		2月下旬予定	結果通知（内定）

※ 一次審査を通過した応募者については、本審査前に事務局により、提案内容等について現場確認およびヒアリング等を実施することがあります。

※ 本審査におけるプレゼンテーションは、一次審査を通過した応募者のみが対象となります。プレゼンテーションでは、提案内容の説明および補足説明をしていただきます。

※ 本審査へ参加するための交通費は自己負担となりますので予めご了承ください。

※ 県内における新型コロナウイルスの感染状況によっては、プレゼンテーションの開催をオンラインで実施する場合もございますので、予めご了承ください。

※ 以下の理由により公募手続きを含め事業の中止または事業内容が変更となる可能性がありますので、予めご留意ください。

- 公募、選定は事業を円滑に実施するための事前準備手続きであり、本事業の実施は、県の令和5年度当初予算の成立が前提となります。
- 選定された場合も県議会において当初予算案が否決された場合、又は今後予定されている沖縄県振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合は、県からの補助金の交付決定を行わないことがあります。

### (3) 選定基準

一次審査および選定委員会による本審査における選考基準は以下の通りです。

- ① 市場訴求力を発揮しうる「沖縄離島ブランド」としての魅力の有無、ブランド化の可能性
  - ・「市場性が高い」商品群であること
  - ・ブランディング・コンセプトが明確であること
  - ・競合ブランドとの差別化力（価値訴求力の高さ、話題性、品質の優良さ、デザイン性、価格等）が高いこと
  - ・各商品の生産の安定性、拡張性、信頼性（安全、安心機能等）が高いこと
- ② 提案内容の有効性と実行性
  - ・主体的にマーケティング活動等を推進できる実施体制になっていること。地域連携企業体においては、連携によるメリットの創出が期待できること
  - ・個別離島事業者や地域連携企業体の組織内で活動目的を共有しており、解決すべき課題や目標が明確になっていること
  - ・ブランディング・コンセプトが有効的であり実行性があること
  - ・販売実績及びブランド形成につながる仕組みづくりや活動内容となっており、実行性があること
  - ・「自走する力量」を修得しうる活動内容であること
- ③ 所在離島地域への波及効果など
  - ・地域資源の活用などにより、所在離島地域への波及効果が見込まれること
  - ・地域内の他の事業者との連携性が強いこと
  - ・地域内の他の商品ないし事業者等に対するモデル性が高いこと
  - ・他の離島地域の事業者へのモデル性が高いこと

### (4) 選考結果の通知

#### ① 一次審査

事務局から本審査への通過の可否を応募申請書に記載のある連絡担当者宛てにお知らせします。なお、本審査でのプレゼンテーションの場所・時間等の詳細についても同通知の際にお知らせします。

#### ② 本審査（選定委員会）

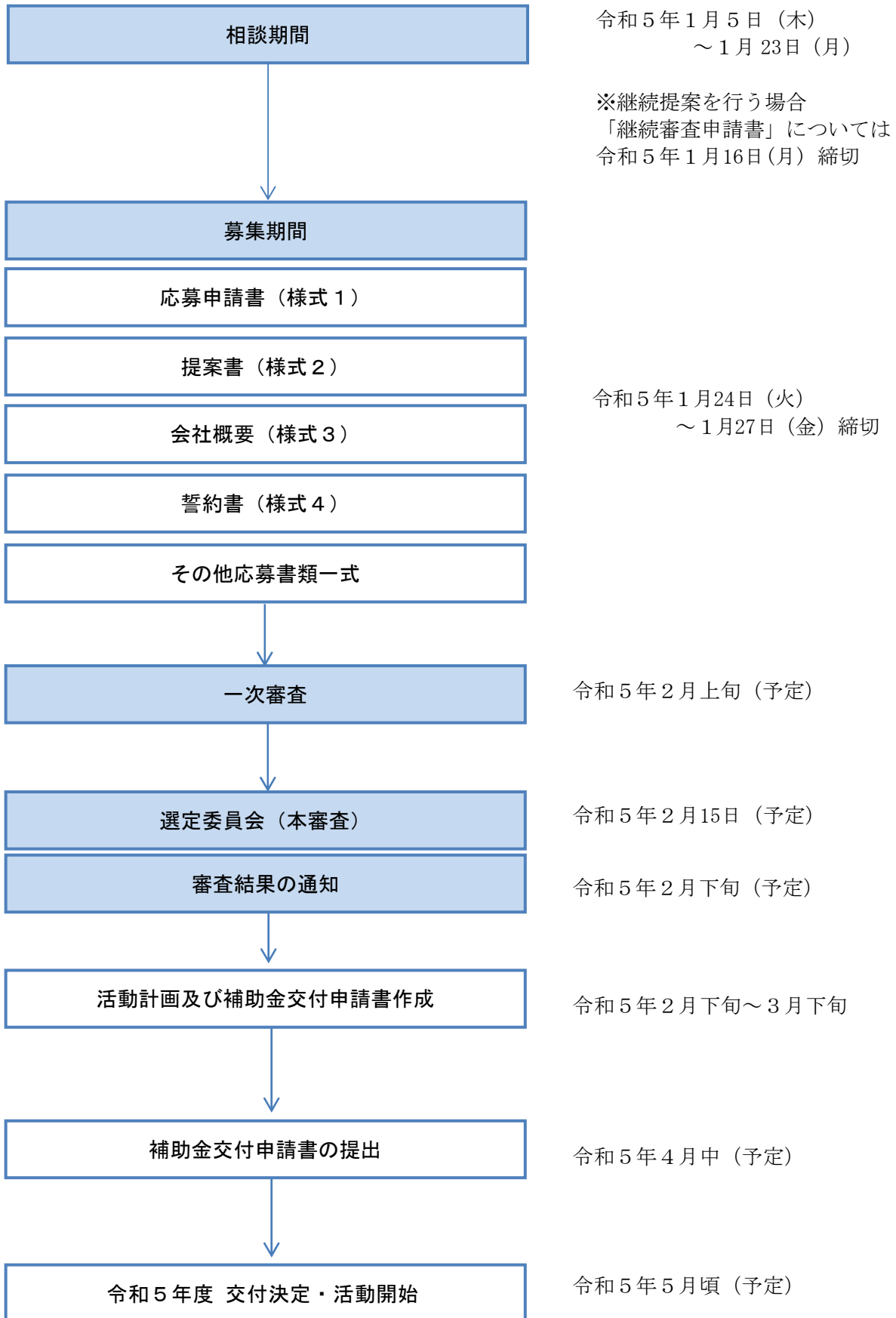
本審査終了後、事務局から選定結果の通知（内定）を応募申請書に記載のある連絡担当者宛てにお知らせします。

### (5) 補助金の交付申請について

令和5年度予算の成立及び国からの交付決定後、採択された事業者へ、沖縄県から補助金の交付申請に係る申請期間や提出先を通知します。（申請時期は後日通知）

なお、選定委員会からの提言等を踏まえ、提案書における計画等の一部見直しなど、条件が付されることがあります。

＜参考＞ 事業開始までのスケジュール



## 6. 補助対象経費（予定）

マーケティング活動に伴い発生する経費については、個別離島事業者の代表者、または地域連携企業体の代表事業者が県に交付申請を行い、直接、補助を受ける流れになります。

なお、以下に掲載する補助対象経費に関する内容は、現時点における「離島特産品等マーケティング支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」を基にしています。

また、実際の経費執行に当たっては、「交付要綱」の他、補助金交付決定後に配布する本事業の「事務処理要領」に沿って処理を行っていただく必要があります。

### （1）補助の対象となる活動

補助事業者が県内外で実施する支援対象商品の販路開拓または販売拡大に必要な市場調査等（島内で主にインバウンドを含む観光客を対象としたテスト販売等）、物産展・イベント等への出展、必要に応じた商品改良、地域ブランディング、情報発信の取り組み、必要に応じて外部専門家等による指導を受けるための費用、およびその他、県が必要と認める活動。

### （2）補助率及び補助上限額

#### ① 個別離島事業者型

1年目 上限 108 万円（補助率 9/10）

2年目 上限 96 万円（補助率 8/10）

#### ② 地域連携企業体型

1年目 上限 405 万円（補助率 9/10）

2年目 上限 360 万円（補助率 8/10）

### （3）補助の対象となる経費（参考）

離島特産品等マーケティング活動についての補助対象経費は、県が定める「交付要綱」のとおりで、次の経費となります。

- 旅費
- 出展費
- 商品改良費
- ブランディング費
- 情報発信費
- 招聘・指導費

なお、本事業に採択された場合でも活動計画ならびに対象となる経費は再度見直しを行い、県の承認を受ける必要がありますので、あらかじめご了承ください。

## <旅 費>

### (対象とする経費)

- 1 販路開拓・販売拡大に向けた市場調査のための航空賃、船賃、車賃及び鉄道賃（以下「交通費」）及び宿泊料
- 2 物産展・展示会等への出展のための交通費及び宿泊料
- 3 販路開拓・販売拡大促進に資する活動のための交通費及び宿泊料
- 4 県から業務委託を受けた者（以下「当社」という。）が実施する交付決定および事務処理説明会、中間報告会、成果報告会等の会議等出席のための交通費及び宿泊料

ただし、本事業の主旨以外の目的を兼ねて支出した旅費については、その一部又は全部を補助対象外とする。また、海外での活動についての旅費は対象外とします。

### ※注意事項

- ① 交通費及び宿泊料は、「沖縄県職員の旅費に関する条例」その他関連する例規等に規定する額を上限として、それらを利用したことを証する書類を添付されたものに対し、それぞれ実費相当分を補助します。なお、タクシー及びレンタカー利用は、事前に相談し認められたもの以外は補助対象外となります。

### (航空賃の上限)

- ・原則、往復割引運賃を上限とします。（離島割引運賃の対象となる者は、原則としてその額が上限となります。）
- ・往復割引運賃適用外（期間または路線）の場合、普通運賃を上限とします。  
※ ただし、往復割引運賃以下でも、航空賃における各航空会社が提供する“クラス J”や“プレミアムクラス”等、新幹線等における“グリーン車”等の特別料金は、補助対象外となります（使用自体の制限はありません）。

(宿泊費の上限) ※地域区分は県の支給規則に準じます。

甲地方	乙地方
10,900 円	9,800 円

### (航空賃の証拠書類)

ア 航空会社が発行する実際の搭乗を証する書類（搭乗券、搭乗案内または搭乗証明書等）

イ 領収証書

※ 提出する証拠書類は、ア、イどちらも必要です。

※ 搭乗券、搭乗案内、領収証書等のいずれかにより搭乗した際の運賃種別が確認できるものを提出してください。

※ ホテルパック利用の場合は領収証書のほかに旅程表及びホテルクーポン等金額の記載があるものも提出してください。

### (航空賃を含まない旅費の証拠書類)

- ・領収証書

### (近距離移動にかかる鉄道賃・車賃（バス等）の経費根拠書類の特例)

- ・領収証書の代わりに Yahoo!路線情報等により、“最安値となる運賃”を表示した、運賃が証明できる資料の添付でも可とします。

※1区間 50km 未満の陸上交通の移動を、近距離とみなします。



※近距離であっても、高速バスを利用する場合や、1,000円（税抜）を越える場合は、領収証書を提出してください。

（50km以上の移動に係る鉄道賃・車賃（バス等）の運用）

・1区間50km以上の陸上移動に関しては、効率的な移動のため、急行料金についても補助対象経費となる場合があります（領収証書の添付は必須）。

※急行料金については、旅程及び経済合理性の面からも確認が必要なため、事前に事務局に相談してください。

② 旅費補助の対象となるのは、必要最小限の人数とします。

③ 本事業に参画する補助事業者以外（例：販売代理店、デザイナー、マスコミ取材等）の旅費は補助対象外とします。

④ 航空券等の発券手数料については補助対象外となります。

⑤ 生産活動とみなされる旅費については補助対象外となります。

⑥ 離島以外に所在する補助事業者が、当該離島で行われる物産展・展示会等に出展するための旅費については補助対象外となります。

#### < 出 展 費 >

（対象とする経費）

- 1 物産展・展示会・テスト販売等（以下「物産展等」）への出展のための出展料、負担金又は会場借上料
- 2 物産展等で使用する備品のレンタル費用
- 3 物産展等への出展に要する離島特産品等、備品その他必要な物に係る輸送費用
- 4 物産展等への出展時に、現地で雇用する業務補助者の人件費
- 5 物産展等で使用する簡易なディスプレイ等の装飾に係る費用
- 6 既存のECサイトへの出品等にかかる費用

#### ※注意事項

① 業務補助者は必要最小限の人数のみとし、主として市場調査（アンケート・聞き取り）を行うこととします。

② 出展に関しては、支援対象商品が過半を超える等、支援対象商品の販路拡大を主たる取り組み内容としてください。（必ずしも支援対象商品以外を展示することを制限するものではありません）

### <商品改良費>

(対象とする経費)

- 1 包材及び容器等の変更に係る費用
- 2 商品価値を向上させるために必要な商品付属物等の作成費用
- 3 栄養成分表示に必要なとなる食品の分析費

#### ※注意事項

- ① 支援対象商品の内容を著しく変更する商品改良は補助対象外となります。
- ② 外部専門家等の指導やテストマーケティング等の結果により、包材及び容器等を変更する必要性が生じた場合は、事業期間内で行う取り組みに使用する最低限の数量分の購入等に係る費用を補助します。

※販売に係る包材及び容器、ラベル等は補助対象外です。

※展示会配布や商談に使用したサンプルにかかった費用を計上する場合は、受払簿を作成し、配布日、配布数量、サンプル配布先及び用途等の記録管理を行ってください。

### <ブランディング費>

(対象とする経費)

- 1 ロゴ等のデザイン制作費用
- 2 ロゴ等を活用した袋、箱等の商品付属物又は幟、横幕等の販促物の作成費用

#### ※注意事項

- ① 商標などの産業財産権の取得にかかる出願、登録等の費用は補助対象外となります。
- ② 地域連携企業体の場合は、地域連携を証するロゴ等のデザイン費用及び地域連携を証するロゴ等を活用したものの作成費用のみが対象となり、連携体の構成員個別のロゴ等は対象外となります。
- ③ ロゴ等を活用した袋、箱等の商品付属物または幟、横幕等の販促物の作成については、事業期間内で実施するテスト販売等に使用する最低限の数量分の購入等に係る費用を補助します。

### <情報発信費>

(対象とする経費)

- 1 ICT を活用した情報発信ページの構築、運用に係る費用
- 2 ICT を活用した商取引ページの構築、運用に係る費用
- 3 情報発信に資する紙媒体の作成、発送に係る費用

#### ※注意事項

- ① 本事業の予算で構築した EC サイト等については、事業終了後も適切に運用される必要があります。
- ② 地域連携企業体における、1～3の費用は、地域連携企業体で要する費用に限り、連携体の構成員個別の情報発信費は対象外となります。

### <招聘・指導費>

(対象とする経費)

- 1 販売戦略上必要な臨時外部専門家の招聘・指導のための交通費、宿泊費、謝金

## その他の注意事項

- ・以上に掲げた経費を補助対象とする場合は、原則として、支払ったことを証する書類を添付する必要があります。

### <補助対象外経費の例>

- ・消費税及び地方消費税（経費は、消費税を抜いた額で計上）
- ・振込手数料、発券手数料、代引き手数料等の手数料、収入印紙代
- ・補助事業者の人件費
- ・認証取得または免許取得等、財産形成に関する費用
- ・商品開発にあたる費用
- ・原則、メディア等に出稿する広告費
- ・設備投資に関わる費用や、減価償却の対象となる費用
- ・本事業活動に関わりが認められないものや、その他の事業でも使用できる汎用性の高い備品（例：デジタルカメラや PC など）

ここに定めたものについて疑義が生じた場合は、県と協議し判断します。事前に相談等なく支出した経費は、原則、補助対象となりませんので、ご注意ください。

## (4) 経費支出について

本事業に採択された場合の留意点・詳細については、採択通知後に事業者説明会にて説明しますが、あらかじめ次の点にご留意ください。

- ・事業に要した費用は支出を証明する経理書類の提出・確認を受け、最終的な活動額が確定した後に精算払となりますので、支出証拠書類は必ず整理・保管してください。
- ・実施内容、成果等を取りまとめた実績報告書の作成・提出は必須です。

## 7. 各種義務について

当事業に採択された場合、以下の義務が生じますので、あらかじめご承諾頂きます。

### (1) 離島特産品等マーケティング支援事業の各活動等への協力義務

本事業の支援を受けた場合、個別離島事業者名または地域連携企業体名および構成員名、プロジェクト名、事業の概要等を一般（報道機関、ホームページ等）に公開します。なお、一般公開に差し支える情報等に関しては、確認の上公開します。また、中間報告会や成果報告会には参加義務があります。

### (2) 書類保管義務

本事業に係る経理書類については事業終了後 5 年間の保管義務があります。

### (3) フォローアップ調査回答義務

事業終了後 5 年間は、その後の販売実績等についてフォローアップ調査を行います。県および本事業事務局が行うフォローアップ調査については、回答する義務があります。支援対象商品の売上高及び事業者全体の売上高等も調査対象となります。

## 8. その他

本事業の目的の達成状況を計るため、各補助事業者は成果目標の達成に向け、積極的に活動を行う必要があります。

< 1 事業者当たり新規取引開拓数（成約見込みを含む） >

年 度	件 数
令和 5 年度	9. 0 件以上（予定）
令和 4 年度	8. 0 件以上
令和 3 年度	7. 5 件以上
令和 2 年度	7. 5 件以上
令和元年度	6. 5 件以上
平成 30 年度	6. 0 件以上
平成 29 年度	5. 0 件以上

## 参考資料：各納税証明書の取得について

本事業の申請にあたり、納税確認をするため、以下税目の証明書が必要となります。各請求先から今回必要な納税証明書(国税・県税・市町村民税のそれぞれの納税証明書)を取得してください。

図表 1 証明が必要な税目一覧

税金の種類	証明が必要な税目	
	個人事業者	法人
国税	・ 所得税及復興特別所得税 ・ 消費税及地方消費税	・ 法人税 ・ 消費税及地方消費税
県税	・ 個人事業税	・ 法人県民税 ・ 法人事業税
市町村民税	・ 市町村民税及県民税	・ 法人市町村民税

### 1. 証明書を発行する場所について

税金の種類で証明書を発行する場所が異なります。それぞれの発行場所は以下の通りとなります。

税金の種類	証明書を発行する場所	
	個人事業者	法人
国税(※1)	管轄の国税事務所	管轄の国税事務所
県税(※2)	管轄の県税事務所	管轄の県税事務所
市町村民税	各市町村役場の税務関連部署	各市町村役場の税務関連部署

#### (※1) 国税事務所一覧

税務署名	所在地	TEL	管轄地域
那覇税務署	〒900-8543 那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	(098) 867-3101	那覇市の一部、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町
北那覇税務署	〒901-2550 浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号	(098) 877-1324	那覇市の一部、浦添市、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
沖縄税務署	〒904-2193 沖縄市東 2 丁目 1 番 1 号	(098) 938-0031	宜野湾市、沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、読谷村、北中城村、中城村
名護税務署	〒905-8668 名護市東江 4 丁目 10 番 1 号	(0980) 52-2920	名護市、国頭村、大宜味村、東村、伊江村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊平屋村、伊是名村
宮古島税務署	〒906-8601 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地の 7	(0980) 72-4874	多良間村、宮古島市
石垣税務署	〒907-8502 石垣市宇登野城 8 番地	(0980) 82-3074	石垣市、竹富町、与那国町

(※2) 県税事務所一覧

部署名	所在地	TEL	管轄地域(市町村名五十音順)
那覇 県税事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 (沖縄県南部合同庁舎 2・3 階)	(098) 867-1066	粟国村、糸満市、浦添市、北大東村、久米島町、 座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、豊見城市、那覇市、 南城市、西原町、南風原町、南大東村、八重瀬町、 与那原町
コザ 県税事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1 丁目 6 番 34 号 (沖縄県中部合同庁舎 1 階)	(098) 894-6500	うるま市、沖縄市、嘉手納町、北中城村、宜野湾市、 北谷町、中城村、読谷村
名護 県税事務所	〒905-0015 名護市大南 1 丁目 13 番 11 号 (沖縄県北部合同庁舎 1 階)	(0980) 52-2170	伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、 宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東 村、本部町
宮古事務所 県税課	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125 (沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	(0980) 72-2553	多良間村、宮古島市
八重山事務所 県税課	〒907-0002 石垣市宇真栄里 438-1 (沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	(0980) 82-3045	石垣市、竹富町、与那国町

2. 証明書の請求方法について

証明書の請求方法は各税金の種類によって異なります。

	窓口	郵送	オンライン
<b>国税</b> 国税事務所へ 請求	[必要書類] 1. 必要事項を記載した納税証明書交付請求書 2. 手数料の金額に相当する収入印紙又は現金 3. 本人確認書類及び番号確認書類 (1) 本人(法人の場合代表本人)であることを確認できる確認書類(運転免許証等) (2) 本人の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード等) ※ 法人の場合は不要 4. 本人の印鑑(法人の場合は代表者の印鑑)	[必要書類] 1. 必要事項を記載した納税証明書交付請求書 2. 手数料金額に相当する収入印紙 ※ 請求書に収入印紙 400 円を添付。印紙には消印はしないこと。 3. 所要の切手を貼った返信用封筒 ※ 送付先住所氏名を記載すること。 4. 本人確認書類写し及び番号確認書類の写し (1) 本人であることを確認できる確認書類(運転免許証等) (2) 本人の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード等) ※ 法人はいずれも不要。	国税庁HP[納税証明書の交付請求について]をご確認ください。  <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</a>
<b>県税</b> 県税事務所へ 請求	[必要書類] 1. 必要事項を記入した納税証明交付請求書 2. 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙 3. 窓口に来所した本人の公的機関の発行した身分証明書	[必要書類] 1. 必要事項を記入した納税証明交付請求書 2. 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙(収入印紙不可) 3. 所要の金額の切手を貼った返信用封筒 ※ 送付先住所氏名を記載すること。 4. 公的機関の発行した身分証明書の写し(個人の場合)	沖縄県 HP[納税証明書交付請求書]をご確認ください。  <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/26143.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/26143.html</a>
<b>市町村民税</b> 役場の税務関連部署へ請求	市町村によって請求方法が異なります。 ※各市町村役場の税務関連部署にお問合せください。 ※証明期間は個人の場合「直近 1 年分」、法人の場合「直近事業年度決算分」でお願いします。		

※詳細や請求が本人(法人の場合は代表者)以外の場合は各請求先へお問い合わせください

株式会社たしざん

令和4年度 離島特産品等マーケティング支援事業 事務局  
(担当：棚橋 (たなはし)、木村 (きむら))

〒900-0033 沖縄県那覇市久米1丁目2-5 シャトー天妃2F

TEL : 050-1790-0850 FAX : 050-3730-0126

E-mail : tanahashi@tashizan.jp (棚橋)、kimura@tashizan.jp (木村)

HP : <https://www.tashizan.jp>